教　育　庁

No.　7

制　度　名	へき地児童生徒援助費等補助金	主管課名	財務課 助成Ｇ
		問合せ先	029-301-5177
目的・趣旨	へき地等における児童生徒の通学条件を緩和することにより、義務教育の円滑な実施に資する。		

〔対象団体〕
市町村

〔対象事業〕
(1) スクールバス・ボート購入費
(2) 遠距離通学費等
　ア 遠距離通学費
　イ 激甚災害に伴う通学費
(3) 寄宿舎居住費（寄宿舎居住費）
(4) 高度へき地修学旅行費

〔補助要件等〕
(1) スクールバス・ボート購入費
　へき地学校、学校統合、過疎地域等におけるバス路線廃止等による遠距離通学児童・生徒（通学距離が４km以上の児童、６km以上の生徒。以下同じ。）の通学条件の緩和を図るために運行（航）するスクールバス・ボートを購入する事業
(2) 遠距離通学費等
　ア 遠距離通学費
　　次のすべてを満たす市町村が、遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業
　・　学校統合に伴う遠距離通学児童・生徒に対して通学費を負担する市町村
　・　負担する交通費が年額30万円以上の市町村
　イ 激甚災害に伴う通学費
　　激甚災害による校舎の破損等により通学困難となった児童・生徒の通学費を負担する事業

〔対象経費〕
(1) スクールバス・ボート購入費：スクールバス・ボートの購入費
(2) 遠距離通学費等：市町村が負担した交通費

〔補助限度額等〕
(1) スクールバス・ボート購入費：１台（隻）当たり375万円（R2の単価）
(2) 遠距離通学費等：国庫補助の開始から５年間

〔経費負担割合〕

区　　分	国	県	市町村	その他
―	1/2	―	1/2	―

〔３年度当初予算額(案)〕(国予算)	〔３年度補助対象団体〕
1,902,000千円	令和３年７月決定予定

〔備考〕
対象事業（1）ハード事業　　(2)、(3)、(4) ソフト事業
５月頃に事業計画の調査を行う。